

平成11年 第1回臨時会

厚岸町議会会議録

平成11年5月11日 開会
平成11年5月11日 閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成11年厚岸町議会 第1回臨時会会議録		
招 集 期 日	平成11年5月11日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 事 堂	
開催日時	開 会	平成11年5月11日 午前10時12分
	閉 会	平成11年5月11日 午後2時36分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	高 橋 敏 晃	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	稲 井 正 義	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真里谷 誠 治	○	16	音喜多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	○
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果、出席議員 20名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大 平 裕 一	議 事 係	大 崎 かおり
議事係長	板 屋 英 志		

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	澤田 昭夫	監査委員	松見 幸男
助役	鈴木 英世	教育長	小野寺 英樹
収入役	君澤 英二	教育委員会 管理課長	藤田 稔
総務課長	大沼 隆	教育委員会 生涯学習課長	板橋 正樹
企画財政課長	黒田 庄司	監査事務局長	阿野 幸男
税務課長	大野 榮司	農業委員会 事務局長	松浦 正之
町民課長	澤向 邦夫	教育委員会 体育振興課長	大野 繁嗣
保健福祉課長	斉藤 健一	教育委員会 指導室長	齋藤 晃
環境政策課長	西野 清	水道課長	風呂谷 一三
農政課長	福田 美樹夫	病院事務長	徳村 正隆
水産課長	北村 誠	特別養護老人 ホーム施設長	柿崎 修一
商工観光課長	田辺 正保	デイ・サービス センター施設長	玉田 勝幸
管理課長	深山 眞		
建設課長	山崎 国雄		

1. 会議録署名議員

仮議席 2 番	木村 正弘	仮議席 3 番	高畠 一美
---------	-------	---------	-------

1. 会 期

5月11日から5月11日までの1日間（休会 ＝ 、なし）

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第1回臨時会議事日程

(11・5・11)

日程	議案番号	件名
第 1		仮議席の指定
第 2		会議録署名議員の指名
第 3	選挙第 1号	議長の選挙
第 4		会期の決定
第 5	選挙第 2号	副議長の選挙
第 6		議席の指定
第 7	選任第 2号	常任委員の選任
第 8	選任第 3号	議会運営委員の選任
第 9	選挙第 3号	釧路東部消防組合議会議員の選挙
第 10	選挙第 4号	釧路公立大学事務組合議会議員の選挙
第 11	選挙第 5号	釧路広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
第 12	議案第 35号	監査委員の選任に対する同意を求めることについて
第 13	報告第 2号	専決処分事項の報告について
第 14	報告第 3号	専決処分事項の報告について
第 15	報告第 4号	専決処分事項の報告について
第 16	報告第 5号	専決処分事項の報告について
第 17	報告第 6号	専決処分事項の報告について
第 18		閉会中の所管事務継続調査申出書(議会運営委員会)
第 19		議員研修会等議長主催諸行事への参加について

《 本 会 議 開 会 前 》

事務局長 議会事務局の大平でございます。 午前10時00分
本臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。
年長の塚田議員をご紹介します。
(塚田議員：議長席に着席)

臨時議長 ただいま紹介されました、塚田でございます。
地方自治法第 107条の規定によって、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

臨時議長 開会前に、議員の自己紹介を行いたいと思います。
ただいま着席願っている順に、住所、党派、氏名について自己紹介をお願いいたします。
(1 番～20番 自己紹介 内容省略)

臨時議長 次に、町長からご挨拶を頂くことにいたしたいと思います。
町長。

町 長 ご指名を頂きましたので、一言ご挨拶を申し上げます。
この度の4月25日に執行されました、厚岸町議会議員一般選挙で堂々当選の栄冠を手中にされました、新選良の皆様方による初議会でありますので、執行機関を代表いたしまして一言お祝いと歓迎を申し上げます。
ご案内のように全国の自治体が今抱えている課題、行政改革・財政改革・更には介護保険等、喫緊の課題が多いわけではありますが、それだけに私共執行機関は元より、厚岸町の意志決定機関、審議会としての町議会に寄せられる期待も非常に大きいわけであり
幸いにして厚岸町議会は議員の責務としては、地方自治法の第2章・第6章第2節96条から 100条に渡って、その議員としての職務権限が謳われておりますが、幸いにして

厚岸町議会はそうした機能を十分に発揮して頂いておりますし、とりわけ批判監視の機能につきましても、十分過ぎる以上に機能を発揮して頂いている、そう評価をしておりますし、これからの4年間もそうした議員としての機能を十分発揮して頂いて、住民や有権者の付託にしっかりと応えて頂きたいと思ひますし、私も行政の主人公は住民であるという基本姿勢を貫いて参りたいと思ひますし、議会の皆さん方には折に触れて温かいご支援、更には厳しいご叱声をも頂きたいと思ひます。共に厚岸町民の付託にしっかりと応えることを誓ひ合いたいと思ひます。この度は大変おめでとうございました。

臨時議長 次に、理事者側から職員の紹介をお願いします。
(助役以下 自己紹介 内容省略)

臨時議長 以上で、理事者側の紹介を終わります。 午前10時12分

《 本 会 議 》

臨時議長 ただいまから、平成11年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。

開会時刻10時12分

臨時議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

臨時議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において、2番木村議員、3番 高島議員を指名いたします。

臨時議長 日程第3、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場封鎖)

臨時議長 ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番 田宮議員、20番 音喜多議員を指名します。

臨時議長 投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

臨時議長 投票用紙の配布漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

臨時議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長 仮議席2番 木村議員、次に高島議員・・・・・・塚田議員。

臨時議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

臨時議長 開票を行います。

田宮議員、音喜多議員の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

臨時議長 選挙の結果を報告します。

得票総数20票。これは先程の出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票20票、無効投票0票です。

有効投票のうち、松岡議員20票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、松岡議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

臨時議長 ただいま議長に当選されました松岡議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

臨時議長 議長に当選されました松岡議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

議 長 お許しを頂きまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様のご推挙によりまして議長に就任いたすことになりました。お与え頂きました重責を鑑みると、誠に光栄と存じ、身も引き締まる感じをしております。心からお礼を申し上げる次第でございます。

本職責を全うするに当たりましては、誠意を尽くしこれに当たり、公正を旨として円満な議会運営を図り、多くの先輩が残された功績を汚さぬよう全力を傾注し、よりよい

議会活動を推進して参りたいと存じます。そのためにも議員皆様方の格別なご鞭撻、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

勿論、未熟な者ゆえ、いろいろとご迷惑をお掛けすることもあるかと存じますが、執行者側、議会側それぞれの権能を十分尊重し、現下厳しい環境の下ではありますが、町民の付託に応え得る議会運営に努め、町政推進に寄与して参りたいと存じます。

皆様方の温かいご支援を心からお願いを申し上げ、甚だ粗辞とは存じますが、議長就任のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

臨時議長 これでは臨時議長の職務は、全部終了しました。
ご協力ありがとうございました。
松岡議長、議長席にお着き願います。
(議長着席)

議長 日程第4、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。
(議場封鎖)

議長 ただいまの出席議員数は20人です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番 真里谷議員、19番 室崎議員を指名します。

議長 投票用紙を配ります。
(投票用紙配布)

議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
(投票箱点検)

議長 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。
点呼を命じます。

事務局長 仮議席1番 塚田議員、次に木村議員・・・・・・音喜多議員。

議長 投票漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

議長 開票を行います。
真里谷議員、室崎議員の立ち会いをお願いいたします。
(開票)

議長 選挙の結果を報告します。
得票総数20票。これは先程の出席議員数に符号いたしております。
そのうち有効投票20票、無効投票0票です。
有効投票のうち、高橋議員20票。
以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は5票です。
したがって、高橋議員が副議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

議長 ただいま副議長に当選されました高橋議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

臨時議長 副議長に当選されました高橋議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

副議長 お許しを頂きまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。

ただいま、皆様のご推挙によりまして副議長の重責を担うことになりました。身に余る光栄と存じ、心から厚くお礼申し上げます。

この上は公平無私、専心議長を補佐し、本町議会の一層の権威を高めるよう努め、また町政の進展と町民の福祉の増進に全力を傾注して参りたいと考えます。

どうか議員各位並びに執行者におかれましては、格別なご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、副議長就任のご挨拶といたします。

議長 この際、暫時休憩いたします。 休憩時刻10時34分

【休憩中】

議長 ここで、ご説明申し上げます。
次に、日程第6 議席の指定を行います。議案の末尾の参考にありますように、議席の指定は厚岸町議会会議運用内規7により、議長がクジで定めることになっております。
この場合、議長の議席は20番、副議長の議席は1番であります。
したがって、2番から19番までを、これよりクジで定めます。

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 再開時刻10時40分

議長 日程第6、議席の指定を行います。
議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。
各議員の氏名とその議席番号を、局長に朗読いたします。

事務局長 それでは、議席の指定を朗読いたします。
1番 高橋議員、2番 塚田議員、3番 田宮議員、4番 稲井議員、5番 岩谷議員、6番 真里谷議員、7番 池田議員、8番 小澤議員、9番 木村議員、10番 室崎議員、11番 谷口議員、12番 高島議員、13番 鹿野議員、14番 安達議員、15番 菊池議員、16番 音喜多議員、17番 秋山議員、18番 中屋議員、19番 佐齋議員、20番 松岡議員。

議長 ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。
議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。

議長 暫時休憩いたします。 休憩時刻10時42分

【休憩中】

議長 休憩中ではありますが、次の日程第7 常任委員の選任について調整が必要と存じますので、あらかじめ所属の調整を行います。

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 再開時刻10時44分

議長 日程第7、選任第1号、常任委員の選任を行います。
常任委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、総務常任委員に塚田議員、高島議員、田宮議員、真里谷議員、松岡議員、岩谷議員、音喜多議員、以上7名。
産業建設常任委員に木村議員、小澤議員、稲井議員、鹿野議員、秋山議員、中屋議員、安達議員、以上7名。
厚生文教常任委員に池田議員、高橋議員、菊池議員、谷口議員、佐齋議員、室崎議員、以上6名。

議長 以上のおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名いたしました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

議長 暫時休憩いたします。 休憩時刻10時45分

【休憩中】

議長 休憩中に、各常任委員会ごとに委員会を開催し、常任委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議室の割り振りを行います。

総務常任委員会は委員会室（丸テーブル）、産業建設常任委員会は委員会室（角テーブル）、厚生文教常任委員会は議員控室を用意しております。

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。再開時刻11時02分

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務常任委員会委員長に音喜多委員、副委員長に岩谷委員。

産業建設常任委員会委員長に木村委員、副委員長に小澤委員。

厚生文教常任委員会委員長に室崎委員、副委員長に谷口委員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

以上で諸般報告を終わります。

議長 日程第8、選任第2号、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議会運営委員に塚田議員、田宮議員、真里谷議員、高橋議員、岩谷議員、木村議員、室崎議員、音喜多議員、以上8名。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました8人の議員を、議会運営委員に選任することに決定しました。

議長 暫時休憩いたします。休憩時刻11時04分

【休憩中】

議長 休憩中議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。再開時刻11時13分

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会運営委員会の委員長に田宮委員、副委員長に真里谷委員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で諸般報告を終わります。

議長 写真撮影等のいろいろな行事がございますので、ここで昼の休憩といたします。再開は1時といたします。休憩いたします。休憩時刻11時15分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。再開時刻13時00分

日程第9、選挙第3号、釧路東部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、指名推薦の方法にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

釧路東部消防組合議会議員に菊池議員、高島議員、稲井議員、中屋議員、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました、菊池議員、高島議員、稲井議員、中屋議員、以上4名を釧路東部消防組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

議 長 (異議なし) の声あり
ご異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名いたしました菊池議員、高島議員、稲井議員、中屋議員員、
以上4名が釧路東部消防組合議会議員に当選されました。
ただいま、釧路東部消防組合議会議員に当選されました、4名の議員が議場におられ
ますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議 長 日程第10、選挙第4号、釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法は、指名推薦の方法にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。
指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

議 長 (異議なし) の声あり
ご異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
釧路公立大学事務組合議会議員に塚田議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま、議長において指名いたしました、塚田議員を釧路公立大学事務組合議
員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

議 長 (異議なし) の声あり
ご異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名いたしました塚田議員が、釧路公立大学事務組合議会
員に当選されました。
ただいま、釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました塚田議員が議場におられ
ますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議 長 日程第11、選挙第5号、釧路広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法は、指名推薦の方法にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。
指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なし) の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
釧路広域市町村圏事務組合議会議員に高島議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま、議長において指名いたしました、高島議員を釧路広域市町村圏事務組合
議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

議 長 (異議なし) の声あり
ご異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名いたしました高島議員が、釧路広域市町村圏事務組合議
会議員に当選されました。
ただいま、釧路広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました高島議員が議場にお
られますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議 長 休憩いたします。 休憩時刻13時04分
再開いたします。 再開時刻13時06分

議 長 日程第12、議案第35号、監査委員の選任に対する同意を求めることについてを議題と
いたします。
鹿野議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求め
ます。

(13番 鹿野議員退席)

議長 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長 町長。

町長 議案第35号 提案理由の説明 (説明内容省略)

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第13、報告第2号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 企画財政課長。

企画財政課長 報告第2号 提案理由の説明 (説明内容省略)

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第14、報告第3号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

病院事務長 病院事務長。

病院長 報告第3号 提案理由の説明 (説明内容省略)

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第15、報告第4号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 企画財政課長。

企画財政課長 報告第4号 提案理由の説明 (説明内容省略)

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第16、報告第5号、専決処分事項の報告について。

日程第17、報告第6号、専決処分事項の報告について。

以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。
報告第2号 提案理由の説明 (説明内容省略)
議 長 これより質疑を行います。
3 番 3番。
いつも地方税条例の改正については、なかなか簡単な説明だけでは理解が行き届かない、そういう面が多いんですね。それともう一つは専決処分でやられているのは、年度末に日切れ法案で国会を通る、という事で結果的には専決処分より方法がないという事を出されてくるわけですね。専決処分だからという事で、見過ごす事の出来ない内容を含んでいるのではないのかと。
それで今回の恒久減税については昨年の定額減税とは違いまして、例えば課税所得700万円を超える税率は12%でありましたけれども、今度は10%に下げると、2%下がるわけですね。最高の部分が下がると、あとについては手当がないと、こういう事になってますね。それと組合せられるのが15%減税をすると、限度額が4万円と。個人に関わる住民税の今年度の減税のやり方なんですよ。
そこで条文の改正がこうして提起されるんですが、詳しい中身はさっぱり分かんないんですね、具体的にどうなるのか。そういう点で去年との比較で、もう少し具体的に説明が出来るのであれば説明をして頂きたいと思います。
去年の減税はどのような減税であったか。個人の住民税の場合はですね、当初と追加分の2回にわたって減税措置が講じられていますよね。本人は合わせて1万7,000円、それから控除対象配偶者は当初が4,000円で追加が4,500円で合わせて8,500円、それから扶養親族1人当たり同じく4,000円・4,500円で8,500円。本人が1万7,000円、控除対象配偶者が8,500円、扶養親族1人当たり8,500円。それでいわば、4人家族標準所帯で考えると減税額は4万2,500円ですね。この他に所得税が9万5,000円減税になってますが、これは今ここでの論議の対象にはなりませんから省きますけれども、こういう減税が昨年に行われたと。
今年は最高税率だけは下げただけけれども、いわゆる課税所得700万円以下の所帯については、増税になるのではないのかという事なんですよ。その点を具体的に説明をして頂きたいという事なんですよ。それで自治省の試算がありますけれども、自治省の試算では課税所得ではなくて年収700万円までの層は増税になるんだという試算を出しています。それで800万円から1,100万円の年収の層でやっと1,500円の減税だと。どうし

てこうなるのかということ、特定扶養控除が2万円加算されて43万円から45万円になった。これが適用される。しかも、これは来年の話なんですよ、適用されるのは。ですから今年には逆に500円の増税になる、というのが自治省の計算なんです。一方で年収2,000万円の層では17万円の減税になると。それで98年と99年、平成10年と11年で比較して具体的に減税はどうなるのか。一般的には増税になりますよ、課税所得700万円以上は減税になるけれども以下は増税ですよとされているんですが、厚岸町の場合にはどうなのか。その点を少し具体的に説明をして頂きたいと。

それからついでにですね、課税所得700万円以上、いわゆる税率が12%から10%に下がる納税者数は幾らになるのか。それは全体の所得割納税義務者数の何%に当たるのか。その点についてお答えを頂きたいと思います。

あと細かいことはですね省きますが、所得割の非課税限度額が先程の説明にもありましたが、1万円引き上げられて30万円から31万円になると。これは平成6年に25万円から30万円に引き上げられた後、据え置きになっていたわけなので当然の措置だと考えるわけですが、この影響についてお答えを頂きたい。

次に、町の平成11年度予算からみて、これが適用されるという事になると減収がどの位になるのか。それから固定資産税についても言及されておられましたが、これは増収になると一般的にいわれておりますが、減収分と増収分を差し引いて幾らになるのかですね、その辺についてお答えを頂きたい。

それで減収分の補填は従来もそうでありますけれども、一つには法人税の交付税率の引き上げで地方交付税を増額するという補填の一つの方法と、二つ目には地方特例交付金を創設すると、これはもう予算化されていますけれども。それから減収額の1/4、減税補填債で措置をします。これはいつも言われている交付税でみる、元利償還については基準財政充用額に算入をすることになっているんですね。この辺についてですね、お答えを頂きたい。

それからもう一つ付け加えますと地方たばこ税、これは先程説明がありました千本について2,688円でしたか。国がこの分、税率を下げるから利用者の負担にはならないんですね。逆に町としては財源が増えるという効果をもたらす事になっておりますが、これはどの位の額になるのか。

以上の事についてお尋ねします。

議 長 税務課長。

税務課長 | いま相当細かい点までご質問ありましたけれども、一応答弁させていただきますが、この町税条例の改正に当たりましては、前にも他の議員さんからも説明が分かり難いと言うご指摘を頂いておりますし、そのような事もありました事から今日は少し内容を深く申し上げたつもりでありますけれども、なかなかまだ質問者の仰られるように相当細部に渡った細かい点がございます。

今回の特別減税に伴う関係でございますけれど、確かに申されたようにその他にいろんな控除がございます。障害者の控除ですとか特定扶養の控除であるとか、そんな事でいきますと今回につきましては、仰られておりますように定率減税でありまして15%相当額の4万円という定率減税になっております。

昨年は定額の減税でございまして、仰られておりますように1人1万7,000円、扶養・配偶者は8,500円という内容になってございまして、今回の減税につきましては確かに年収700万円以上の分につきまして減税になってその額は大きくなってきますけれども、それ以下の分については増税になるという事が言われてございます。しかし私共もちょっと今は100万円で幾ら200万円で幾らという資料を持ち合わせておりません。と申しますのは、本当の概要であれば前年度の状況に当てはめればそれなりの数字は出ると思っておりますけれど、本年度分につきましては今やと課税が一整理ついて、いま納付書を出すための計算事務にかかっている状況でございます。そんな事からも少しこれにつきましては時間が必要であります。納付書を発送し、その状況を見た中で収入所得の状況によって、どの程度になってくるかという事は、今ここでは申し訳ないですが申し上げられないのが現状でございます。確かに昨年の方は定額の減税で3,700万円程の町民税の減税をしてございます。本年度につきましてはそういう事で、まだその数字を出せないのが現状でありますので、その点をご理解頂きたいと思っております。

それから非課税限度額の引き上げの関係でございますけれども、これは質問者もご承知のとおり、これにつきましては56年度に設けられてから、それぞれ生活保護基準額との水準との関係で設定されてきているところでありまして、この影響につきましても同じく今はまだ課税の丁度真直中でございまして、この影響額もちょっと掴まえていないのが現状でありますので、ご理解頂きたいと思っております。

それから地方たばこ税でございますけれども、先程申し上げましたように約900万円程の増額になります。ちなみに10年度のたばこ税の最終決算見込みが、1億900万円程の予定になっておりますので、消費量が減らないでそのまま見ていった場合は、約1億1

千万円程度のたばこ税の収入になろうかと思っております。

11年度予算から見て、どの位の減収になるかという事でありましてけれども、それも先程申し上げましたように、今その数字ははっきり押さえていない状況でございまして、それらをきちんと把握した段階になりますと課税の率等も決まっておりますから、9月議会辺りにははっきり申し上げれると思っておりますので、少し時間をお借りしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 | 企画財政課長。

それと最後の一点でございますが、国の今年度の減税措置に対しましてのどういう措置がなされているかという事は、11年度当初予算の段階でもご議論を頂いたところでございますが、ご質問者のご指摘のとおり法人税の交付税の算入率を引き上げるというのと、それから新たに今回款を設けましたが地方特例交付金というものと、それから1/4の部分の税収補填債、これらで一応国の措置として我々の手元に来ているものでは、これらの三つの手段によって、それらの減税影響額を地方において補填をいたしましよという、そういう形になっておるという事はご質問者が仰るとおりでございます。

議 長 | 3番。

3 番 | 問題は今、納付通知書を作っているところだと、賦課しているところだと、そういう作業中なんだと、だからはっきり掴めませんと。分かるのは納付書を出した後ですね、大体この位になりますという事なんでしょう。だからそれでは困ると言うの。

今ここに専決処分で条例改正案が出てきたと、これが町民の立場に立って見るときの減税になるのか増税になるのかどうなるのかと、分からないわけでしょうこれ。一般的にはさっき言ったように、昨年度の減税と比較すると増税ですよとされているんですよ。それで厚岸町の場合はどうなのかと。私がですよこの条例の改正案について賛否を問われた場合に、賛成するのか反対するのか、こういう時点で十分な資料がないわけでしょう、判断材料が。そこのところを言ってるわけなんです。だから日切れ法案が出されて専決処分をせざるを得ないと、そういう仕組みだから仕方がないんだと言って私は見逃すことは出来ないと思うんですね。

例えば良く聞き取れなかったけれども、課税所得700万円を超える、今回明らかに2%の減税の恩恵を受ける人達というのは、昨年度の状況から見て一体何人いて、納税義務者数の総数が幾らでその人が何%何人いるのか、もう一回お答えを頂きたい。

議 長 それから減収額は一体どの位になるのか。その点についてお答え下さい。

税務課長。 答弁が遅くなりまして申し訳ございません。

今年度は先程も申し上げましたが、15%相当額の4万円を限度という定率減税でございまして。それからいきまして最高税率の引き下げ 700万円超えのものについて12%を10%に改正という事で、10年度ベースでおおよそでありますけれど12%に税率適用者90人と考えまして、8,760万円の減収になると・・・。

(「納税義務者数が何人いて、その内の40人なんでしょうこれ。」の声あり)

済みません、8,760万円を取り消させて頂きます。

11年度個人住民税の減税は概ね4,000万円程度という概算の積算をしております。

(「これは新年度の減収推定額。4,000万円。」の声あり。)

そうです。

(「それだけでない、聞いているのは。」の声あり。)

納税義務者数は4千人でございます。

(「だから課税所得 700万円を超える人は一体幾らいるんだと聞いているの。」の声あり。)

済みません、その分につきましては90人、10年度ベースでございます。したがって確定のもので10%になった場合の積算はしてませんので、この点ご理解を頂きたいと思っております。

議 長 3番。

3 番 まあ初議会ですからね、あまりクドクドは言いませんが。

今お聞きのように4,000人の納税義務者数が総数だと言うんですね。それで2%の減税の恩恵を受ける人は90人しかいないんだと。極端に言えばあとはみんな増税になるんだと、こういう事にならないんですか。勿論、まだ確定してませんから、全てが確定していないから。確定していないわけでしょう。一人一人の納付額についてはまだ出てきていないんでしょう、そうですね。だから多少は変わるにせよ、今回の最高税率の2%の引き下げというのは大きな効果はもたらしていないと。問題は15%の減税、4万円を限度とした、これはどうなんですか。どうなんですかと言っても、もう三回目ですけれども。

それから税金の減収額が4,000万円と。この内、地方交付税の増額、それから新しく

創設された地方交付金ですか、それから1/4については基準財政充用額に算入すると、元利についてね、こういう事なんですね。だから今回のあなた方が出してきた町政条例の改正は、類推するより仕方ないんだけど、やはり一般的に言われているように多くの町民にとっては、減税ではなくて増税なんだと言わざるを得ないと思うんですけどもね。そういう点について、もう一度お答えを頂きたいと思うんですが。

議 長 税務課長。

税務課長 一部私の答弁の仕方が悪かったと思いますが、先程90人と申し上げましたのは、10年度ベースで12%の税率適用者が10%に2%減になって改正した場合、90人の適用者がいると申し上げたんですが、そういうようには受け取れなくて、4,000人の納税義務者から90人と受け取られたのではと思いますが、そうではなくて4,000人の内の色々な減税に該当する人数は、今の全くの前年度をベースにした試算ありますけれども700人、そうして12%の適用が90人と、こういう事でございますのでその点もう一度答弁させて頂きます。

そうして質問者が仰られてますように、今マスコミ等と申しますか、そういう中では質問者の仰られるように何と言いましょうか、収入・所得の低い層にはそう厚い減税にはなっていない。どちらかというとならぬと700万円を超える上の収入者のほうに厚くなっている減税と言うことが、この15%・4万円という事でありまして、どうしても昨年度迄の定額減税とは違うシステムですので、私も未だどの層でどの位のプラスマイナスになっているかと言うと、実は未だちょっと把握していなかったわけでありまして、大きくは言われるようにそういうような状況になっているのが、今回の減税の方式なようでございます。色々細かい数字につきまして、未だ掴んでいないのが現状でありまして、この課税の段階でそういった事をきちんとして、次の機会にご質問があればお答えしていきたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

(「数字がはっきりしないんだよな。」の声あり)

議 長 3番、良いですか。

(「良くないよ。」の声あり。)

議 長 答弁洩れはありますか。

税務課長 済みません、先程から言っておりますように、今の段階ではその15%・4万円という事で試算した概ねの額が4,000万円という事で、どこの収入の状況の中にどのようにその減税分が増減になっていくか、というところまで掴まえていないので、ご理解を頂き

たいと思います。
 (「ちょっと議長、休憩して。」の声あり。)

議長 休憩いたします。 休憩時刻14時30分
 議長 再開いたします。 再開時刻14時33分

議長 他に質疑ございませんか。
 (なし)

議長 なければ質疑を終わります。
 初めに報告第5号についてお諮りいたします。
 討論を省略し、本案は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。
 (「反対」の声あり)

議長 ご異議がありますので、これより起立により採決を行います。
 お諮りいたします。
 本案に賛成の議員の起立を求めます。
 (賛成者起立)

議長 起立多数であります。
 よって、報告第5号は承認することに決しました。

議長 次に、報告第6号についてお諮りいたします。
 討論を省略し、本案は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
 よって、報告第6号は原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第18、閉会中の所管事務継続調査申出書を議題といたします。
 次期、町議会定例会までの間における議会運営委員会の所管事務調査申出書が、お手元に配布のとおり委員長から提出されております。
 お諮りいたします。
 委員長に対する質疑、討論を省略し、本申出書のとおり承認するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。
 よって、本件は本申出書のとおり承認することに決しました。

議長 日程第19、議員研修会等議長主催行事への参加についてを議題といたします。
 本件については、平成11年度中に開催される予定の議員研修会等諸行事への参加を、議会として承認する件であります。
 お諮りいたします。
 本件について、議員の参加を承認することに、ご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。
 よって、本件についての議員の参加を、承認することに決定いたしました。

議長 以上をもって、本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。
 よって、平成11年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。 閉会時刻14時36分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成11年5月11日

厚岸町議会
 臨時議長 _____

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____